

# 彦根市大雪時の対応指針（内規）

平成 29 年 12 月策定  
令和元年 12 月改定  
令和 2 年 12 月改定  
令和 3 年 12 月改定  
令和 4 年 12 月改定  
令和 5 年 12 月改定  
令和 6 年 12 月改定  
令和 7 年 12 月改定

彦根市

## 目次

1	目的	1
2	大雪対策連絡本部の設置	1
3	本部の構成	1
4	本部の運営	1
5	大雪対策連絡本部会議	2
6	事務の掌握	2
7	情報の収集	2
8	道路除雪	2
9	情報の集約と共有	2
10	被害報告	2
11	市民への広報および要請	3
12	広報および要請の手段	3
13	庁内集約情報の議会・報道機関への提供	3
14	雪害対策	3
15	職員の動員	3
16	本部員その他職員の参集および周知	3
17	本部の閉鎖	3
表1	大雪に関する体制〔P1 2(1)配備・体制基準の目安〕	4

## 大雪時の対応指針（内規）

### 1 目的

大雪時には、道路や公共交通機関への影響により、通常業務の執行や予定していた事業の実施等について延期・中止等の対応の必要性が少なからず発生する。この計画は、庁内の情報共有と市民への情報発信を迅速かつ確実に実施することにより、大雪による市民生活への影響を最小限に抑えることを目的とする。

### 2 大雪対策連絡本部の設置

本市に大雪警報・暴風雪警報が発表される場合等において、彦根市災害警戒本部または災害対策本部の設置には至らないものの、市民生活への影響や混乱を最小限に抑えるための対策が必要と認められるときに、市長の判断により庁内の情報共有と市民への情報発信を主目的として大雪対策連絡本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

（1）配備・体制基準の目安は表1（p4 大雪に関する体制）による。

（2）大雪対策連絡本部体制は次のとおり。

本 部 長	市長	
副 本 部 長	副市長（副市長が不在または事故がある場合は、建設部長が職務を代行する）	
本 部 員	除雪対策本部長（建設部長） 危機管理監 その他本部長が必要と認めるもの	【除雪対策本部】 建設部 【警戒第1号体制】 危機管理課
本部事務局	危機管理課	

### 3 本部の構成

- （1）本部は、本部長、副本部長および本部員をもって構成する。
- （2）本部長には市長を充てる。
- （3）副本部長は副市長を充てる。
- （4）本部員には除雪対策本部長（建設部長）ならびに危機管理監を充てる他、本部長または副本部長が必要と認める市職員を招集する。

※本部長が不在または事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

※副本部長が不在または事故あるときは、建設部長、危機管理監の順に職務を代理する。

### 4 本部の運営

- （1）本部長は本部を統括する。
- （2）副本部長は本部長を助け、本部長に事故がある時はその職務を代理する。
- （3）本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- （4）本部事務局は、危機管理課とする。

## 5 大雪対策連絡本部会議

- (1) 本部長が必要と認めたときは「大雪対策連絡本部会議（以下「本部会議」という。）」を開催する。
- (2) 本部会議は本部長、副本部長および本部員の他、本部長が必要と認める職員を招集することができる。

## 6 事務の掌握

各部局は、本部が設置された場合には、次の事務をすみやかに掌握する。

- (1) 所管する市民サービスへの影響に関すること。
- (2) 所管する市行催事開催への影響（中止・休止・変更等）に関すること。
- (3) 所管する施設および関連施設の開設状況に関すること。
- (4) 所管する施設（周辺を含む）の除雪および施設利用者の安全確保に関すること。
- (5) 所管する施設利用者への大雪に関する情報の提供に関すること。
- (6) その他所管する事務に関する大雪対策に関すること全て。

## 7 情報の収集

収集する情報は次の通りとする。

- (1) 降雪等気象に関する情報。
- (2) 除雪に関する情報。
- (3) 道路情報（通行止め等交通規制）。
- (4) 公共交通機関（鉄道、バス、タクシー等）の運行情報等に関する情報。
- (5) 本市が実施する市民サービスへの影響に関する情報。
- (6) 本市行催事開催への影響に関する情報（中止・休止・変更等）。
- (7) 市施設および関連施設への影響に関する情報（閉館等）。
- (8) 市施設および関連施設の被害状況。
- (9) 事故・救急等の発生状況。
- (10) 病院運営状況（特に情報収集が必要な場合）。
- (11) その他必要な情報。

## 8 道路除雪

別途、建設部が策定する道路除雪計画による。

（広域農道、林道については農林水産課が実施する。）

## 9 情報の集約と共有

各部局は、掌握した事務の内容および収集した情報を本部（本部事務局：危機管理課）へ報告する。また、本部事務局は報告事項を集約し、庁内で共有する。

ただし、本市行催事開催への影響に関する情報（中止・休止・変更等）については、広報戦略課へ報告する。また、広報戦略課は内容を集約し、庁内で共有する。

## 10 被害報告

各部局は市有施設や市域における各種被害を確認した場合は、本部（本部事務局：危機管理課）へ所定の様式にて報告する。県防災危機管理局への被害報告は危機管理課が行う。その他、部局毎に国県への報告が必要な場合は、担当部局が別途報告するものとする。

## 11 市民への広報および要請

各部局は、市民生活の混乱を防止するため、市民に提供すべき情報に関する広報および不要・不急の外出自粛等に関する要請については、本部（本部事務局：危機管理課）へ（ただし、本市行催事開催への影響に関する情報（中止・休止・変更等）については、広報戦略課へ）報告するとともに、すみやかに実施する。

広報戦略課は本市行催事に係る情報を集約し、議会への報告および報道機関への資料提供を行う。（ただし、各部局は急を要するなどの場合は、必要に応じて個別に議会への報告および報道機関への資料提供を行う）

## 12 広報および要請の手段

市民への広報および要請は、市ホームページ、エフエムひこね、市LINE公式アカウント、アプリ「Yahoo!防災速報」、市メール配信システム(一般配信)、同報系屋外放送設備、市災害用X、広報車および報道機関等による。

## 13 庁内集約情報の議会・報道機関への提供

本部事務局は、集約した庁内情報を必要に応じて議会・報道機関へ提供するものとし、広報戦略課はこれを補佐する。

## 14 雪害対策

本部長は、局部的、限定的な雪害による被害が発生または発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、被害の種別ごとに適当と判断する部局に対策を命じることができる。

## 15 職員の動員

本部長は、事務の休止あるいは大幅な遅れが生じるなどして、市民生活が混乱または混乱する恐れがある場合は、所属や部局を超えた動員を命じることができる。

## 16 本部員その他職員の参集および周知

勤務時間内は、desknet's NEO、庁内電話、館内放送（緊急情報一斉放送）および防災行政無線等により行う。

勤務時間外（土日祝日および年末年始含む）においては災害時緊急連絡網、職員災害時用メール配信システム等により行う。

## 17 本部の閉鎖

本部長は、次の事項に該当する場合は、大雪対策連絡本部を閉鎖する。

- (1) 対象となる気象警報が解除され、本部長が大雪に係る予防および応急対策が終了したと認めるとき。
- (2) 彦根市地域防災計画に基づく災害警戒本部が設置されたとき（警戒第2号）。
- (3) その他、本部長が必要ないと認めたとき。

表1 [P1 2(1)配備・体制基準の目安]  
大雪に関する体制

配備・体制基準の目安	大雪対策連絡本部	地域防災計画	除雪対策本部
・風雪・大雪・低温注意報発表			準備体制
・出動可否判断システムが出動予測 (凍結、積雪10cm)			通常時配備体制 (準備・待機)
・路面凍結 ・積雪概ね10cm ・事故・救急の発生			通常時配備体制 (出動)
・圧雪10cm ・道路が渋滞 ・局所的な交通障害の発生 ・公共交通機関のダイヤが乱れる	注意体制	注意体制	通常時配備体制 (出動)
・大雪・暴風雪警報発表 ・24時間の降雪深さが40cm に達する恐れ			豪雪時警戒体制
・通勤・通学時までに除雪ができないほどの降雪 ・地吹雪等により除雪ができない状態 ・市内各所で大規模な交通渋滞、通行止めが発生 ・公共交通機関の運休等 ・市民サービスへの影響大 ・行催事開催への影響	本部体制	警戒体制 (警戒第1号)	豪雪時緊急体制
・家屋倒壊、大規模半壊、半壊等 が発生 ・交通事故、落雪、転倒等による 人的被害多発 ・立ち往生車両が大規模発生 ・長期間に亘る車両渋滞 ・孤立集落発生 ・帰宅困難者が多数発生 ・大雪・暴風雪特別警報発表 ・垂直積雪量80cm ・ライフルラインの大規模断絶 ・雪崩の発生 ・災害救助法による救助要請		警戒本部体制 (警戒第2号)	災害対策本部体制 (災対第1~3配備)